

# 品種銘柄の設定について

令和3年12月

**農林水産省**  
農 産 局

# 目 次

---

1	農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論	1
2	農産物検査における銘柄について①（法律上の位置付け）	2
3	農産物検査における銘柄について②（検査証明書の記載内容）	3
4	品種銘柄の設定手順	4
5	品種銘柄の設定する銘柄（案）	5

# 1 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論

## 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ（令和3年5月） 銘柄の検査方法等の見直しについて（抜粋）

### 【品種銘柄の設定】

5 銘柄については、農産物規格規程（平成13年農産水産省告示第244号）において「品種銘柄」、「産地品種銘柄」等の区分が規定されており、具体的には、「品種銘柄」については品種名のみを特定して、指定され、「産地品種銘柄」については道府県名と品種名を特定して、例えば「新潟県産コシヒカリ」などという形で指定されている。  
現在、水稻うるち玄米では、品種銘柄に指定されたものはなく、産地品種銘柄が870程度指定されている。

6 農業者は、農産物規格規程で規定されている銘柄の中から証明を受けたい銘柄を検査請求書に記載して検査請求を行い、登録検査機関は、農産物検査において検査請求書に記載された銘柄であることを確認し、その銘柄名が記載された検査証明書を農業者等に交付している。

検査証明書には、品種銘柄の場合、品種名のみが記載され、産地品種銘柄の場合、生産された道府県名と品種名を合わせて記載されることとなる。

農業者は、農産物規格規程で規定されていない銘柄についても、農産物検査を受けることはできるが、その場合には銘柄の証明はなされず、検査証明書の銘柄欄には「－」が記載される。

例えば、「にこまる」という品種は、石川県ほか23府県における産地品種銘柄として設定されているため、農業者は、例えば、石川県では「石川県産にこまる」という検査証明を受けることができるが、産地品種銘柄として設定されていない都道府県では銘柄の検査証明を受けることができない。

7 このため、農産物検査においても多様な品種に対応できるよう、以下の見直しを行う。

① 農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定する。  
具体的には、産地品種銘柄に設定されている品種のうち、原則として全国の検査数量が10トン以上の品種については、「品種銘柄」としても指定する。ただし、その品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものについては、「品種銘柄」には設定しない。  
これにより、「産地品種銘柄」だけではなく「品種銘柄」に指定された品種も含め銘柄の証明を受けることができる。

② 「品種銘柄」の検査について農業者等から申請を受けた登録検査機関は、業務体制上の理由その他のやむを得ない理由がある場合を除き検査を行うものとする。  
国は当該検査の円滑な実施に資するよう、品種の特徴その他の情報をホームページ等を通じて登録検査機関に提供する。また、国は登録検査機関からの個別の照会に対応できるようにするとともに、その事例を踏まえたガイドラインを作成して登録検査機関に広く周知する。

③ 国は育成者権の保護に配慮すべき特段の理由の有無を調査する等のプロセスを経て、農産物規格規程等を改正し、水稻うるち玄米について品種銘柄を設定する。

上記改正は順次行うこととし、初回の改正は令和3年中に行い、毎年見直す。



### 3 農産物検査における銘柄について②（検査証明書の記載内容）

- 現行においては、石川県、新潟県において、「にこまる」を生産し、農産物検査を受検した場合、産地品種銘柄として設定されている石川県では「石川県産にこまる」と証明されるが、新潟県では産地品種銘柄として設定されていないため証明されない。
- 農産物検査を行う水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県名と品種名で指定される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみで指定される「品種銘柄」も設定することにより、見直し後は、産地品種銘柄として指定されていない都道府県でも銘柄の証明が可能となる。

**現 行**

検 査 証 明 書

石川県

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	<b>石川県産にこまる</b>	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日 及び 検査員名

※ 「石川県産にこまる」は産地品種銘柄。

**見直し後**

検 査 証 明 書

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	<b>石川県産にこまる</b>	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日 及び 検査員名

検 査 証 明 書

新潟県

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	—————	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日 及び 検査員名

※ 新潟県では「にこまる」が産地品種銘柄に設定されていないため、銘柄欄は抹消される。

検 査 証 明 書

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	<b>にこまる</b>	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日 及び 検査員名

※ 「にこまる」を品種銘柄に設定した場合、銘柄は「にこまる」として証明される。

## 4 品種銘柄の設定手順

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、本年9月にガイドライン（農産物検査に関する基本要領）を改正し、品種銘柄の設定手順を明記
- 同手順に基づき、銘柄に関する権利関係を把握を行い、育成者権の保有者・育成者に対し、品種銘柄として設定することについて、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由の有無を確認

### 銘柄設定の手順（ガイドラインより抜粋）

#### 水稻うるち玄米における「品種銘柄」の設定手順

「産地品種銘柄」における育成者権の把握  
（全国の検査数量が10トン以上の品種）



育成者権者及び都道府県への利用許諾状況・種子の配布状況及び品種銘柄設定の意向の確認



その品種の許諾が特定の都道府県に限定され、育種者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものは品種銘柄に設定しない

農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催



「品種銘柄」の設定・公表

### 今回の銘柄設定の流れ

#### ① 令和3年9月

水稻うるち玄米の産地品種銘柄のうち全国の検査数量が10トン以上の銘柄に関する権利関係を把握

#### ② 令和3年10月

育成者権の保有者・元育成者に対し、品種銘柄として設定することについて、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由<sup>※1</sup>の有無を確認<sup>※2</sup>

※1 当該品種の栽培許可や種子の販売・配布が特定の都道府県に限定されている等

※2 育成者権の保有者には農産物検査数量が10トン以上の品種、元育成者には同100トン以上の品種について確認。

#### ③ 令和3年11月

- ②により了承が得られた品種について、全都道府県に確認

農産物検査規格検討会の審議を経て品種銘柄に設定

※ 今回は初回の改正であり、毎年見直す。

## 5 品種銘柄に設定する銘柄（案）

- 育成者権保有者、元育成者、都道府県への確認を経た以下の品種について、水稻うるち玄米の品種銘柄に設定することとし、農産物検査規格を改正する。

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）（改正案）

※ 変更点を赤字で記載

### 第1 国内産農産物

#### 2 玄米

##### (1) 種類

水稻うるち玄米 水稻もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米

##### (2) 銘柄

#### イ 水稻うるち玄米

##### (イ) 品種銘柄

あいちのかおり、あきげしき、あきたこまち、秋田63号、あきだわら、秋のきらめき、アキヒカリ、あきまさり、あきろまん、アケボノ、朝日、あさひの夢、あわみのり、淡雪こまち、いただき、一番星、いなほっこり、笑みの絆、縁結び、オオセト、大粒ダイヤ、おてんとそだち、かけはし、華麗舞、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、きらりん、ぎんさん、恋の予感、こいもみじ、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、ササニシキ、さとじまん、新生夢ごち、千秋楽、大地の風、たちはるか、ちほみのり、ちゅらひかり、チヨニシキ、つきあかり、ツクシホマレ、つくばSD1号、つくばSD2号、つぶぞろい、天童乙女、トドロキワセ、とねのめぐみ、どまんなか、トヨニシキ、豊橋1号、とよめき、どんとこい、中生新千本、なつしずか、ナツヒカリ、にこまる、日本晴、農林48号、はいごころ、ハイブリッドとうごう3号、ハイブリッドとうごう4号、はえぬき、ハツシモ、ハナエチゼン、ぴかまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、姫ごのみ、フクヒカリ、北陸193号、ほしじるし、ほむすめ舞、まいひかり、まいひめ、まなむすめ、みえのえみ、みえのゆめ、み系358、みずほの輝き、ミズホチカラ、みつひかり、ミネアサヒ、みねはるか、みのりの郷、ミルクークイーン、ミルクープリンセス、めんこいな、萌えみのり、やまだわら、ゆうだい21、ゆきの精、夢いっぱい、ゆめおぼこ、ゆめしなの、夢の華、ゆめひたち、ゆめまつり及びレイハウ

##### (ロ) 産地品種銘柄

水稻うるちもみの産地品種銘柄に同じ。

※ 今回は初回の改正であり、品種銘柄については産地品種銘柄の設定状況等を踏まえて毎年見直す。

※ 今回の対象銘柄(103銘柄)は全国の水稲作付面積の約7割を占めている。